

別紙 2 : 廃棄物の排出海域

排出海域は、新潟港（西港地区）から北に約4km 離れ、前回許可(17-002)による排出海域と同じ、水深36～49m(令和3年度年度実施の深浅測量結果より)の北緯38° 0′ 0.577″、東経139° 4′ 7.413″ を中心とした半径250mの円に囲まれた範囲内（以下「当該排出海域」という。）とした（図-1）。

当該排出海域は、わが国の領海の基線からその外側五十海里の線を超えない海域のうち水産動植物の生育環境その他の海洋環境の保全上支障があると認めて環境大臣が指定する海域を除く海域であることから、「廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成17年 環境省令第28号）」第6条第1項に掲げるIV海域に該当する。

また、当該排出海域の近傍に他の水底土砂投入処分が行われているかを確認するため、当該排出海域周辺における海洋投入処分の許可状況（令和3年12月13日時点）を整理した（表-1）。

当該排出海域の近傍においては、9事業の水底土砂投入処分が実施されており、そのうち、許可番号19-003と排出海域及び処分期間が重複している。

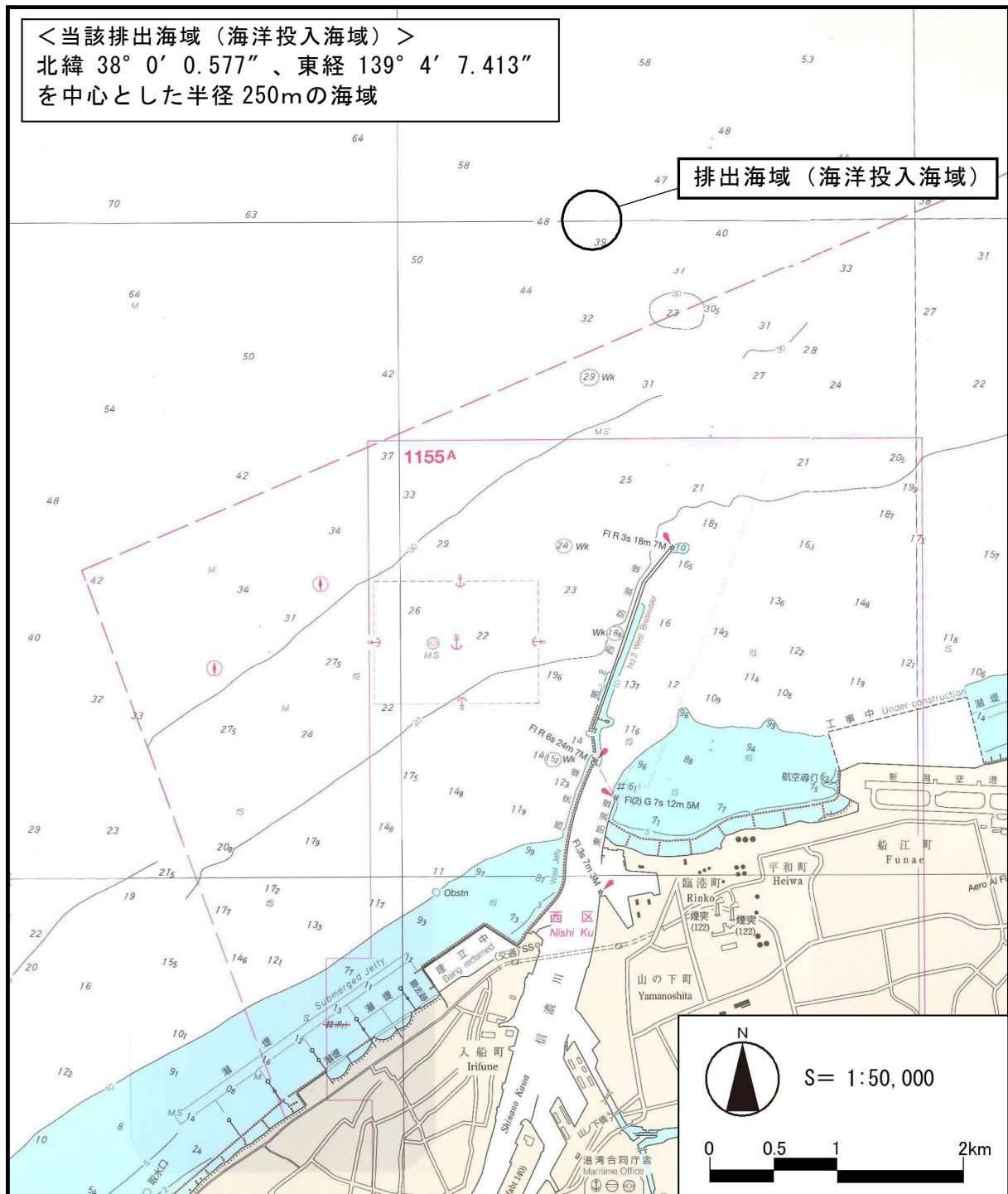
表-1 当該排出海域と周辺海域において海洋投入処分が許可された排出海域

許可番号	事業者の名称	処分期間	投入処分量	排出海域
7-002	国土交通省北陸地方整備局 新潟港湾・空港整備事務所	H19.4.1～ H24.3.31	4,900,000m ³	北緯37° 59′ 57.486″、東経139° 4′ 8.656″ を中心とした半径250m の海域
7-017	新潟県新潟地域振興局新潟 港湾事務所	H19.6.1～ H24.5.30	300,000m ³	北緯37° 59′ 57.486″、東経139° 4′ 8.656″ を中心とした半径250m の海域
7-019	新潟造船株式会社	H19.5.1～ H24.3.31	25,000m ³	北緯37° 59′ 57.486″、東経139° 4′ 8.656″ を中心とした半径250m の海域
12-002	国土交通省北陸地方整備局 新潟港湾・空港整備事務所	H24.4.1～ H29.3.31	4,900,000m ³	北緯37° 59′ 57.486″、東経139° 4′ 8.656″ を中心とした半径250m の海域
13-001	新潟造船株式会社	H25.4.1～ H29.3.31	19,600m ³	北緯37° 59′ 57.486″、東経139° 4′ 8.656″ を中心とした半径250m の海域
13-002-02	新潟県新潟地域振興局新潟 港湾事務所	H25.3.15～ H30.3.14	150,000m ³	北緯37° 59′ 57.486″、東経139° 4′ 8.656″ を中心とした半径250m の海域
17-002-02	国土交通省北陸地方整備局 新潟港湾・空港整備事務所	H29.4.1～ R4.3.31	3,200,000m ³	北緯38° 0′ 0.577″、東経139° 4′ 7.413″ を中心とした半径250m の海域
17-005	新潟造船株式会社	H29.10.17 ～R4.3.31	24,330m ³	北緯38° 0′ 0.577″、東経139° 4′ 7.413″ を中心とした半径250m の海域
19-003	新潟県新潟地域振興局新潟 港湾事務所	H30.4.1～ R6.3.31	150,000m ³	北緯38° 0′ 0.577″、東経139° 4′ 7.413″ を中心とした半径250m の海域

出典：「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第10条の6第1項船舶からの海洋投入処分許可発給状況」

（環境省、https://www.env.go.jp/water/kaiyo/ocean_disp/3hakkyu/senpaku_table.html

閲覧日：令和3年12月13日）より作成



「海図(W1197：新潟港付近)」(財団法人日本水路協会、平成29年8月)より作成

図-1 当該排出海域（海洋投入海域）位置図

【排出海域選定理由】

当該排出海域は、「廃棄物海洋投入許可証 許可番号17-002」（許可期間：平成29年4月1日～令和4年3月31日）による排出海域と同じ地点を中心とした半径250mの海域である。

当該排出海域については、前回許可期間における土砂の堆積状況や新潟港西港沖で漁業を営んでいる漁業者との協議により設定した。